

参 考 資 料

第42号議案	工事請負契約締結の件（スカイアリーナ昇降機更新工事）……………	2
第43号議案	工事請負契約締結の件（第六中学校長寿命化改修工事（その1））……………	4
第44号議案	工事請負契約締結の件（第六中学校長寿命化改修に伴う機械設備 工事（その1-1））……………	6
第45号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立障害者自立支援センター）……………	8

建設工事請負契約書

1	工 事 名 称	スカイアリーナ昇降機更新工事
2	工 事 場 所	箕面市新稲地内
3	工 期	着手 議 決 日 から 完成 令和9年 3月10日 まで
4	請 負 代 金 額	百 拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円 ¥ 1 4 8 5 8 2 5 0 0
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	¥ 1 3 5 0 7 5 0 0
	(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに 地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分 の10を乗じて得た額である。	
5	契 約 保 証 金	納付（ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による 保証に付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は免除とする。）
6	建設発生土の搬出先等	工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合、建設発生土の搬出 先については仕様書に定めるとおりする。
7	解 体 工 事 に 要 する 費 用 等	建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12 年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分 別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設 の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ別添書 面に記載する。
8	適 用 除 外 条 項	第37条、第39条、第40条、第41条

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項(適用除外条項は、上記8のとおり。)によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者電子署名の上、各自が当該電磁的記録を保有する。

令和8年5月7日

発 注 者

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕 面 市 長

原 田 亮

受 注 者 所 在 地

大阪府大阪市西区江戸堀二丁目6番33号

商号又は名称

日本エレベーター製造株式会社大阪営業所

代表者職氏名

所長 皿澤 良三

(以下省略)

建設工事請負契約書

1	工 事 名 称	第六中学校長寿命化改修工事（その1）
2	工 事 場 所	箕面市粟生間谷西地内
3	工 期	着手 議 決 日 から 完成 令和9年 3月19日 まで
4	請 負 代 金 額	百 拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円 ¥ 3 5 3 7 6 0 0 0 0
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	百 拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円 ¥ 3 2 1 6 0 0 0 0
	(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに 地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分 の10を乗じて得た額である。	
5	契 約 保 証 金	納付（ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証に付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は免除とする。）
6	建設発生土の搬出先等	工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりする。
7	解 体 工 事 に 要 する 費 用 等	建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ別添書面に記載する。
8	適 用 除 外 条 項	第37条、第39条、第40条、第41条

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項(適用除外条項は、上記8のとおり。)によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者電子署名の上、各自が当該電磁的記録を保有する。

令和8年5月13日

発 注 者

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕 面 市 長

原 田 亮

受 注 者

所 在 地 大阪府箕面市如意谷二丁目10番85号

商号又は名称 城下工務店有限会社

代表者職氏名

代表取締役

城 下 義 史

(以下省略)

建設工事請負契約書

1	工 事 名 称	第六中学校長寿命化改修に伴う機械設備工事（その1-1）
2	工 事 場 所	箕面市粟生間谷西地内
3	工 期	着手 議 決 日 から 完成 令和9年3月19日 まで
4	請 負 代 金 額	百 拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円 ¥ 1 5 7 3 0 0 0 0 0
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	¥ 1 4 3 0 0 0 0 0
	(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに 地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分 の10を乗じて得た額である。	
5	契 約 保 証 金	納付（ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証に付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は免除とする。）
6	建設発生土の搬出先等	工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。
7	解 体 工 事 に 要 する 費 用 等	建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ別添書面に記載する。
8	適 用 除 外 条 項	第37条、第39条、第40条、第41条

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項(適用除外条項は、上記8のとおり。)によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者電子署名の上、各自が当該電磁的記録を保有する。

令和 8 年 5 月 1 3 日

発 注 者

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕 面 市 長

原 田 亮

受 注 者

所 在 地 大阪府箕面市粟生間谷東一丁目32番16号

商号又は名称 株式会社増田設備

代表者職氏名 代表取締役 **増 田 博**

(以下省略)

箕面市立あかつき園及び箕面市立ワークセンターささゆり
の指定管理に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）と社会福祉法人あかつき福祉会（以下「乙」という。）とは、次のとおり、箕面市立あかつき園及び箕面市立ワークセンターささゆり（以下これらを「センター」という。）の指定管理に関する協定を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力をし、センターを適正かつ円滑に管理するにあたり、箕面市立障害者自立支援センター条例（平成18年箕面市条例第45号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、センターの管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、社会福祉法人たる乙の能力を活用しつつ、利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって障害者福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（指定管理者の責務）

第3条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他関係法令及び条例その他の関係規定等並びにこの協定に定めるところに従い、信義に沿って誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第4条 乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称及び位置等は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 箕面市立あかつき園
所在地 箕面市瀬川三丁目3番21号
施設規模 鉄筋コンクリート造2階建
- (2) 名 称 箕面市立ワークセンターささゆり
所在地 箕面市瀬川三丁目3番21号
施設規模 鉄筋コンクリート造3階建

- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもってセンターを管理しなければならない。
- 3 乙は、甲が認めた場合を除き、第6条第1項各号に掲げる業務（以下「本業務」という。）を履行する目的以外にセンターを使用してはならない。

（指定期間等）

第5条 本協定による指定期間は、令和10年4月1日から令和20年3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

(業務の範囲)

第6条 甲は、次に掲げる業務を乙に行わせる。

(1) 条例第2条第1号に規定する事業の実施に関すること。

(2) 条例第2条第2号に規定する事業の実施に関すること。

(3) 条例第3条第2項第2号に規定するセンターの施設、附属設備等の維持管理に関すること。

(4) その他甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる本業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。なお、仕様書に定めのないものについては、「箕面市立障害者自立支援センター（あかつき園及びワークセンターささゆり）指定管理者募集要項」（令和8年3月17日制定）及び「箕面市立障害者自立支援センター（あかつき園及びワークセンターささゆり）指定管理者業務水準書」（令和8年3月17日制定）の定めるところによるものとする。

(業務の範囲、業務の細目等の変更)

第7条 甲又は乙は、必要と認めるときは、相手方に対する通知をもって前条に定める業務の範囲並びに仕様書で定める業務の細目及び水準の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けたときは、協議に応じなければならない。

3 業務の範囲又は業務の細目若しくは水準の変更については、前項の協議において決定するものとする。

4 甲及び乙は、前項の決定を行ったときは、当該決定を円滑に履行できるよう、速やかに、所要の措置を講じなければならない。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第8条 乙は、本協定、条例、関係法令等のほか、第21条第1項に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

2 本協定、事業計画書等の間に矛盾又は齟齬があるときは、本協定、事業計画書等の順にその解釈が優先するものとする。

3 前項の規定に関わらず、事業計画書等において仕様書を上回る業務の水準が提案されているときは、事業計画書等に示された業務の水準によるものとする。

(関係法令の遵守)

第9条 センターの管理を行うにあたっては、次の法令等の規定を遵守するものとする。

- (1) 地方自治法ほか行政関連法規
- (2) 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働管理関係法規
- (3) 消防法、電気事業法ほか施設管理関係法規
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法規
- (5) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- (6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- (7) 箕面市立障害者自立支援センター条例
- (8) 個人情報保護に関する法律
- (9) 箕面市個人情報保護に関する法律施行条例
- (10) 箕面市情報公開条例
- (11) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律
- (12) 箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例及び箕面市手話言語条例
- (13) その他関連法規、通知、要領等

(公益通報等の報告)

第10条 乙の役員又は乙の従業員は、正当な理由がある場合を除き、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、通報窓口にて公益通報をすることができる。

- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 乙は、本業務について公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口にて報告しなければならない。
- 4 乙の役員又は乙の従業員は、公益通報に関する調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(第三者による実施)

第11条 乙は、事前に甲の承認を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙が業務の一部を第三者に実施させるときは、全て乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第12条 乙は、災害等に備えて防災マニュアルを作成し、センターの管理業務の従事者

に周知するとともに、箕面市にその写しを提出しなければならない。

- 2 乙は、事故や災害等の緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、センターの利用者に危険等があると判断するときは、センターの管理について甲に協議しなければならない。ただし、甲に協議する暇がないときは、乙は利用者の安全を確保する等速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲を含む関係機関に対して緊急事態発生 の旨を通報しなければならない。
- 3 乙は、箕面市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、甲、警察署、消防署その他の関係機関と連携を図り初動対応を行うとともに、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲及び甲の関係機関の指示に従うとともに、被災者のうち地域の避難所での生活が困難と思われる要援護高齢者・障害者の受け入れの協力等を行わなければならない。

(個人情報の取扱い)

- 第13条 乙は、本業務の履行に際して知り得た個人情報（以下「指定管理者個人情報」という。）の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱（令和5年箕面市訓達第13号）に基づく市の安全管理措置を準用し、指定管理者個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、死者に関する情報の取扱いは箕面市死者情報取扱要綱（令和5年箕面市訓令第29号）を準用することとする。
- 2 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知し、承諾を得た場合はこの限りではない。
- 3 乙は、指定管理者個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、個人情報の保護に関する法律及び箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱に準じた措置を講じるものとする。
- 4 乙は、指定管理者個人情報に係る保有個人データ（個人情報の保護に関する法律第16条第4項に規定する保有個人データをいう。以下この条において同じ。）に関し、個人情報の保護に関する法律に基づく開示、訂正及び利用停止等の請求があったときは、乙は個人情報取扱事業者として適切に対応を行わなければならない。なお、甲は、当該保有個人データで取り扱う個人情報が甲にとっての保有個人情報に該当する場合には、乙に対し、当該個人情報の提供を求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。また、指定管理者個人情報が死者に関する情報であった場合は、箕面市死者情報取扱要綱に準じ、対応するものとする。
- 5 乙及び乙の従事者（退職者を含む。）は、個人情報の保護に関する法律の趣旨を遵守するとともに、同法第176条、第180条及び第183条までの罰則規定の適用を受けるものとする。

(情報公開、文書の管理等)

第14条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的にセンターの管理に関する情報の公開に努めなければならない。

2 乙は、本業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。

3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。

4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。

5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

（職員研修等の実施）

第15条 乙は、本業務に従事する者が人権問題、個人情報保護、障害者福祉、障害者虐待防止等について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、必要な研修等を行うものとする。

（指定管理者の評価の実施）

第16条 乙が業務の評価を受けるときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

（1）利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施

（2）評価の実施に必要な資料の作成

（3）評価の実施時における説明

（4）前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

2 乙は、前項の評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 甲は、センターを適切かつ円滑に管理するために、乙の財務状況を確認するものとし、乙は甲の求めに応じ財務諸表を提出するものとする。

（障害者雇用率等の達成及び国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律の取組並びに合理的配慮の提供等）

第17条 乙は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）により規定されている雇用率を達成していないときは、障害者雇入れ計画に基づき、乙における雇用に誠実に履行しなければならない。

2 乙は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）の趣旨を踏まえた取組を進めるよう努めなければならない。

3 乙は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、

箕面市手話言語条例（令和5年箕面市条例第39号）、箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例（令和5年箕面市条例第40号）の趣旨を踏まえた合理的配慮の提供等の取組を推進しなければならない。

第4章 備品等の扱い

（甲による備品等の貸与）

第18条 甲は、別途作成する備品一覧表（以下単に「備品一覧表」という。）に示す備品等は無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保ち、適正に管理しなければならない。

3 乙は、備品一覧表に示す備品等が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなったときは、甲との協議により、甲が承認した場合に処分できることとし、処分に関する費用が発生するときは、乙が負担するものとする。

4 乙は、故意又は過失により備品等を毀損又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能を有するものを購入又は調達しなければならない。

5 乙は、前2項の規定により、備品等の処分等を行ったときは、備品一覧表を更新するものとする。

（備品等の帰属）

第19条 前条の備品等は甲に帰属し、乙は、指定期間中、業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に権利を譲渡し、又は貸与してはならない。

（乙による備品等の購入等）

第20条 乙は、第18条に定めるもののほか、本業務を行うにあたり必要な備品等を購入又は調達することができる。

2 乙が購入又は調達した備品等は、乙に帰属するものとし、第18条第5項の規定により更新した備品一覧表とは別にこれを管理するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

（事業計画書等の提出）

第21条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 施設、附属設備等の維持管理計画
- (2) 第6条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事業に係る事業計画
- (3) 収支計画
- (4) 人員体制計画

(5) 職員研修計画

(6) 利用定員

2 甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書等の提出)

第22条 乙は、第8条第1項の規定に基づき業務を実施するにあたっては、業務日報を備え常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎年度終了後、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、センターの管理業務に関し、当該年度における管理業務の実施状況や利用状況、管理業務にかかる事業活動収支計算書（利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況等）、乙による管理の実態を把握するために必要な事項が記載された事業報告書を作成し、翌年度の5月31日までに、甲に提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

第23条 甲は、前条の規定により乙が提出した業務報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する確認のほか、乙による業務の実施状況等を確認することを目的として、随時、実地において監査することができる。また、乙に対して必要な報告を求めることができる。

3 乙は、甲から前項に規定する通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いてその通知に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第24条 甲は、前条の規定による監査の結果、乙による業務の実施が仕様書等甲が示した条件を満たしていないと認めるときは、乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項に規定する改善勧告を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出等)

第25条 乙は、その名称、所在地、定款、役員その他甲が必要と認める事項に変更があったときは、当該変更のあった日から10日以内に甲に届け出なければならない。

2 乙は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第3項の規定に基づく届出を行うときは、当該届出を行う日前20日までに、甲と協議しなければならない。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料)

第26条 甲は、本業務の実施に係る経費として、生活介護事業の定員に応じて次の表に定める指定管理料を乙に支払う。ただし、生活介護事業の一日あたりの平均利用者数が利用定員を下回った場合は、その平均利用者数に応じた定員区分に定める額を支払う。この場合において、定員の増加を行った場合は、定員の変更後6ヶ月間の利用者数は一日あたりの平均利用者数の算定に含めないものとする。

期 間	定員	年額
令和10年4月1日から 令和13年3月31日	51～60人	73,819,000円
	61～70人	89,397,000円
	71～80人	100,246,000円
	81～90人	111,746,000円
	91～100人	122,392,000円
令和13年4月1日から 令和16年3月31日	同上	3年毎に、国の報酬改定、賃金構造基本調査、及び障害福祉サービス等経営実態調査、加えて前3年間の収支状況等を勘案し、必要に応じて見直す。
令和16年4月1日から 令和19年3月31日	同上	
令和19年4月1日から 令和20年3月31日	同上	

(※年額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。)

- 2 指定管理料は、3年毎に、国の報酬改定、賃金構造基本調査、及び障害福祉サービス等経営実態調査、加えて前3年間の収支状況等を勘案し、必要に応じて見直す。
- 3 年度途中で定員数に変更となった場合は、指定管理料を月割りで按分する。
なお、定員変更は、条例第10条の規定によりあらかじめ甲の承認を得て変更するものとし、変更後の定員に応じた指定管理料は、甲の予算にかかる箕面市議会の議決後から適用する。
- 4 第7条の規定による業務の範囲及び業務の細目等の変更、その他やむを得ない事情により第1項の指定管理料を変更するときは、甲と乙の協議により、決定するものとする。

(指定管理料の支払方法)

第27条 甲は、前条第1項の指定管理料について、乙の請求により、年に2回を限度に、別に定める支払額を前金払いで支払うものとする。ただし、前条第3項及び第4項の規定により指定管理料を変更したときは、この限りでない。

(指定管理料の調整)

第28条 甲は、生活介護事業について次の事案に該当する場合は、指定管理料を調整す

るものとし、乙は、調整額を翌年度の5月末までに甲に納入するものとする。ただし、この納入方法に代えて、甲乙協議の上、翌年度の指定管理料から調整額を除外することができるものとする。また、指定期間の最終年度は、当該年度の指定管理料で調整し、調整しきれない場合は、乙が甲へ返金するものとする。

事 案	調整額
1 利用契約者の平均障害支援区分が通年で「5.0未満」の場合	指定管理料の全額
2 利用契約者の平均障害支援区分が通年で「5.0以上5.2未満」の場合	指定管理料の半額
3 事案1及び事案2に該当しないが、実利用者の平均障害支援区分が月別で「5.0未満」の場合	「指定管理料×未達月数／12」の全額
4 事案1及び事案2に該当しないが、実利用者の平均障害支援区分が月別で「5.0以上5.1以下」の場合	「指定管理料×未達月数／12」の半額
5 箕面市民以外の利用者が利用した場合	1年間の箕面市民以外の利用日数割合を指定管理料に乗じて計算した額

2 次の対象者については、生活介護事業の定員の1割まで受け入れることができるものとする。この場合において、当該利用者数は、第26条の平均利用者数の算定には含めるが、前項の平均障害支援区分の算定には含めない。

(1) 障害支援区分3又は4で、生活介護にかかる重度支援加算又は喀痰吸引等実施加算の対象者

(2) 障害支援区分3又は4で、本人の状態により他の通所先を利用できない場合等であって、センターの利用についてあらかじめ甲の承認を得た者

3 前2項の内容に関し、やむを得ない事情等が生じた場合は、甲及び乙はそれぞれ相手方に協議を申し出ることができるものとする。

(利用料金)

第29条 甲は、乙にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として收受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(危険負担)

第30条 センターの管理に伴う危険負担については、仕様書に定めるリスク分担表のとおりとする。ただし、リスク分担表に定めるもの以外の事項については、甲と乙の協議により、決定するものとする。

(損害賠償等)

第31条 乙は、センターの管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たらなければならない。ただし、前項ただし書の規定により甲の負担とするものとされた場合を除く。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(施設賠償責任保険の加入)

第32条 乙は、本業務の実施にあたり、センターの施設、附属設備等及び第三者の身体又は財物に対する施設賠償責任保険に加入しなければならない。

(不可抗力発生時の対応)

第33条 乙は、不可抗力が発生した場合において、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用の負担等)

第34条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合において、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第35条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める業務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を第26条第1項に規定する指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第36条 乙は、指定期間の満了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。なお、引継ぎに要する費用については、乙の負担とする。

2 甲は、必要があると認めるときは、指定期間の満了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者によるセンターの視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第37条 乙は、指定期間の満了までに、指定開始日を基準としてセンターを原状に復帰し、甲に対してセンターを明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙はセンターの原状復帰は行わずに、甲が定める状態で甲に対してセンターを明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第38条 乙は、指定期間の満了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 乙は、第18条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引継ぐものとする。

(2) 第20条に定める備品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去、撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第9章 指定期間の満了前の指定の取消し等

(甲による指定の取消し)

第39条 甲は、条例第7条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 地方自治法第244条の2第10項に規定する指示に従わないとき。

(2) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

(3) 本業務を適正に行うことができなくなったとき。

(4) センターの管理運営上不適切な行為があったとき。

2 甲は、前項の規定に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について、乙と協議を行わなければならない。

(1) 指定取消しの要否及びその理由

- (2) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
 - (3) その他必要な事項
- 3 第1項の規定による指定の取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。
- 4 乙が第1項の規定による指定の取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じられたことにより、甲に損害が生じた場合は、乙がその損害を賠償しなければならない。

(乙による指定の取消しの申出)

- 第40条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。
- 2 甲は、前項の申出を受けたときは、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。
- 3 前項の規定による指定の辞退により、甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不可抗力による指定の取消し)

- 第41条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。
- 2 協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項の規定における指定の取消しによって乙に発生する損害、損失及び増加費用は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間満了時の取扱い)

- 第42条 第39条から前条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、第27条の規定にかかわらず、甲は月割計算により第26条第1項の指定管理料を支払うものとする。
- 2 第36条から第38条までの規定は、第39条から前条までの規定により協定が終了した場合にこれを準用する。ただし、甲と乙が合意した場合はその限りでない。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

- 第43条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けたときはこの限りでない。

(施設施工等への協力)

- 第44条 乙は、効率的・効果的な施設建設を行うため、甲が行う箕面市立あかつき園再

整備事業の定例会議等に参加し意見具申するなど、必要な協力をしなければならない。なお、協力にかかる経費は、乙が負担するものとする。

(本業務の範囲外の業務)

第45条 乙は、センターの設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 自主事業の実施による事業収入は、乙が収入する。

3 乙は、自主事業を実施する場合は、第21条に規定する事業計画書等にその旨を記載し、あらかじめ甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとする。

4 乙が自主事業を実施する場合において、甲と乙は、別に自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

5 自主事業の実施は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、自主事業の実施に関して生じた損害、損失及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害、損失及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

6 乙は、センターの敷地内における、地方自治法第238条の4第7項に基づき甲が行う目的外使用許可に係る取扱いについては、甲の指示に従うものとする。

(苦情等への対応)

第46条 利用者からのサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡・報告を行う。また、乙が行ったサービス提供に関する苦情等については、必要な場合は、甲も処理対応を行う。

(協定の変更)

第47条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議により、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第48条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じたとき、若しくは本協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲と乙の協議により、定めるものとする。

(裁判管轄)

第49条 本契約に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。


(協定の効力)

第50条 この協定書は、箕面市議会において、センターに係る「指定管理者の指定の件」について議決を得て効力を生ずるものとする。議決を得られなかったとき（否決の議決を

含む。)は、それまでに甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害の賠償その他一切の請求は行わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年(2026年)5月12日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市長 原 田 亮 

乙 箕面市瀬川三丁目3番21号
社会福祉法人あかつき福社会
理事長 奥 村 一 朗 